

前回検討会(第2回)の御意見と対応

番号	意見	対応
1	太陽光発電に関しては住宅地からの景観について問題となっている。具体的に言及するのは難しいと思うが、そういったことにも配慮して各市町村で決めて下さいというような言い方で良いと思う。文言が無いと市町村レベルで決まり事を作るというのは中々難しいと思うので、きっかけになるような一文があると良い。	景観に関して、市町村が促進区域を設定するに当たっての留意事項として第4章に記載する。(P.32)
2	動植物のレッドリスト掲載種の準絶滅危惧種あるいは絶滅のおそれのある地域個体群について、県としては配慮しなくてよいということか。	「促進区域の設定にあたって考慮を要する事項(配慮事項)」に準絶滅危惧種、情報不足の種、絶滅の恐れのある地域個体群の取り扱いを記載する。(P. 12, 14, 25, 27)
3	ニホンカモシカは天然記念物に指定されているが、レッドリストの掲載種ではないことから、どのように扱うのか。	「促進区域の設定にあたって考慮を要する事項(配慮事項)」に天然記念物(動植物)を追加する。(P. 13, 14, 26, 27)
4	センシティブティマップをみると、元々の文献は幅の広い矢印で曖昧に書いてあるものが、EADAS 上では細い線になっており、対象地域と重なっていないため問題ないと判断されてしまうこともある。元の文献を見てもう少し幅の広い矢印で渡り鳥のルートなど書いてあるので、そのあたり注意が必要かと思う。	鳥類の渡りルートだけでなく、その周辺について配慮を行い、専門家等の意見を踏まえて検討する必要がある旨を追記する。(P.28)
5	来年度から環境省の方の OECM、自然環境共生サイトが始まるわけだが、現状マップなどが無い中で、除外区域にはできない。 配慮事項としてまた考えてもらいたい。	OECM が試行中の段階であることから現時点では追加しない。 今後、県基準を見直す際には環境省と協議し、OECM を県基準とするか検討する。
6	例えば、騒音や景観などについて、環境省の参照値や考え方などの参考資料があれば、住宅からのセットバックの距離をある程度決めたいうえで、促進区域に含めない区域を決定することができるため、市町村が促進区域の設定等を検討するための参考資料を記載するとよい。	参考資料 1 に、市町村が促進区域を設定する際に参考になるマニュアルやガイドラインの一覧を掲載する。(P.33)

番号	意見	対応
7	<p>資料2「参考資料1」に、順応的管理という言葉が記載されているが、シャドウフリッカーや騒音、鳥類に関しては、義務とする必要はないが検討することという記載で、順応的管理というキーワードを基準中に入れるとよい。</p> <p>植生などは一旦立ててしまうと運転開始後の対応が難しいが、シャドウフリッカー、騒音、動物への影響、鳥類などは運転によって改善するプログラムであり順応的管理が機能する。</p>	<p>騒音 (P.9, P.22) や風車の影 (P.23) による影響及び鳥類への配慮 (P.28) について、適正な配慮を確保するために必要な措置として順応的管理の実施を記載する。</p> <p>促進区域の設定に当たっての留意事項に関する記載の位置づけを「参考資料」から「第4章」へ変更し、その中で順応的管理を認定要件に設定することを検討するよう記載する。(P.32)</p>